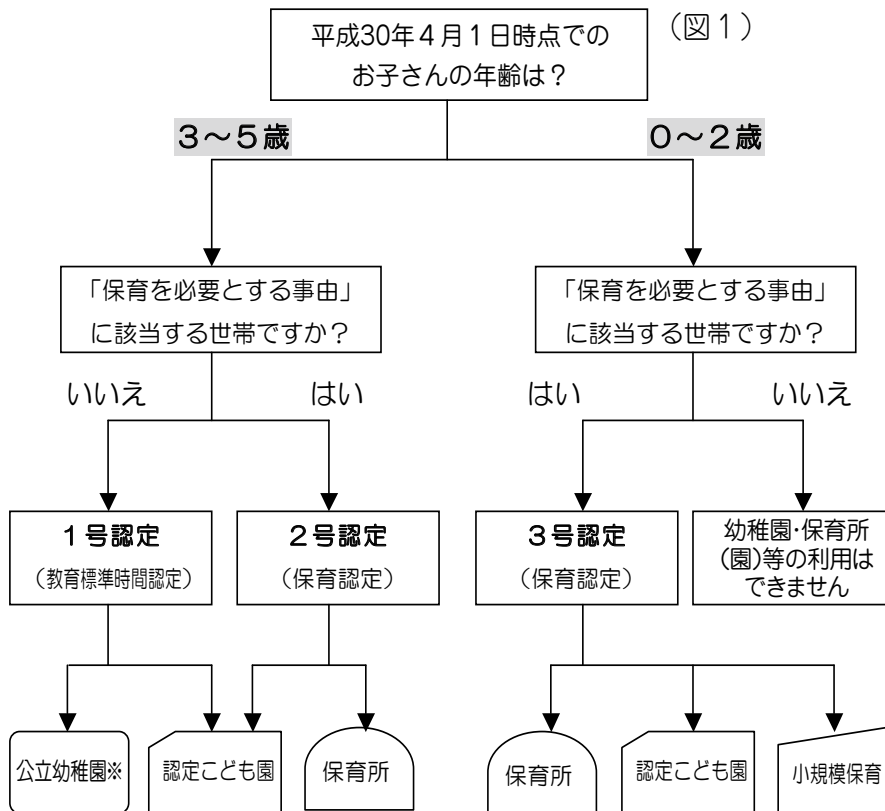




あなたの認定区分は？利用できる施設は？

各家庭の状況により、利用内容が選べます（図1）。保育所（園）などを利用する場合は、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

入所希望に基づき市が利用調整を行い、入所する保育所（園）などを決定します。



- 【保育を必要とする事由】**
- ①就労（保護者が居宅内外の仕事に月60時間以上従事している場合）
 - ②妊娠・出産
 - ③保護者の疾病や障害
 - ④同居の親族等の介護や看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥就学（職業訓練校での訓練などを含む）
 - ⑦求職活動

※私立幼稚園（エンゼル・ふたば・茂原聖マリア・もばら）を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

申込方法

10月2日⑨から下記の場所で配布する申請書類に必要事項を記入し、2ページの別表で日程を確認の上、第1希望の保育所等へ提出してください。※希望する保育所等の受付日に来られない場合は、必ず11月27日⑩～12月1日⑪の間に子育て支援課へお申し込みください。

申請書類配布場所

- 2ページ別表の保育所（園）等、または子育て支援課。
- ※申請書類は、子育て支援課ウェブページからもダウンロードできます。
- ※公立幼稚園や私立アップル幼稚園以外の私立幼稚園を希望する方は、4ページをご確認ください。

その他

- お申し込みの際は、入所希望のお子さんを必ずお連れください。
- 保護者の産後休業および育児休業期間が、平成30年度中に終了し職場復帰予定の場合は、子育て支援課に直接ご相談ください。

お問い合わせは、子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610へ。